

## 道州制のあり方研究会 第1回会合

### 議事次第

日 時：平成25年3月23日(土)10:00～12:00

場 所：関西広域連合本部事務局大会議室

#### 1 開会

#### 2 議事

(1) 検討の方向性およびスケジュールについて

(2) 具体的な政策分野（河川管理）を通じた論点について

(3) その他

#### 3 閉会

#### 【配付資料】

##### 〔資料〕

- 1-1 検討の方向性およびスケジュールについて（案）
- 1-2 研究会に係る論点
- 1-3 研究会のスケジュール（イメージ）
- 2-1 河川管理を通じた論点（案）
- 2-2 河川（治水）に関する国と地方の主な役割分担の現状
- 2-3 河川管理に関する国と地方の役割分担の事例（イメージ）

○中村ゲスト提出資料「琵琶湖淀川のこれからの流域管理に向けて」提言 ※概要のみ添付  
○北村委員意見書

##### 〔参考資料〕 ※参考③のみ添付

- 参考① 河川法の平成9年改正内容
- 参考② 一級河川の分類
- 参考③ 水循環基本法（水制度改革国民会議とりまとめ案）の概要
- 参考④-1 これまでの道州制における河川・道路等に関する事務の役割分担等の検討について
- 参考④-2 河川法の道州法（条例）への移管のイメージ試案  
(H25.3.8衆議院予算委員会 松浪健太議員提出資料)



## 検討の方向性およびスケジュールについて（案）

### 1 研究会の目的

「国における道州制をめぐる動きに対応して、国主導の中央集権型道州制にならないよう、全国で唯一の府県を越える広域連合として地方分権改革を推進する観点から、道州制のあり方について調査・検討を行い、国に提言するとともに、将来の関西における広域行政のあり方等の検討に資する」（研究会設置要領第1条）

### 2 検討の方向性【資料1－2参照 ※添付省略】

- 次のような方向性で議論を進めてはどうか。

- ◆ 国主導で中央集権型道州制の導入が進まぬよう、今後、政府が進めるであろう道州制検討に係る課題・問題点をあぶり出す。
- ◆ 具体的な事務に即して、国と地方の扱うべき事務や執行のあり方、国の関与、道州と基礎自治体の関係、基礎自治体の様々な補完のあり方などについて議論を行う。その上で、それらのあり方に応じた統治機構のあり方や税財政制度の検討を行う。
- ◆ 具体的な事務としては、河川管理、中小企業支援、鳥獣保護などをケーススタディとして取り上げる。
- ◆ 具体的な論点については、先に連合委員会に提出した論点（資料1-2）をベースにケーススタディごとに設定する。また、想定される国と地方の機能分担のあり方などをケーススタディごとに幾つかの類型に分け、それぞれの課題や問題点を整理する。

### 3 スケジュール【資料1－3参照 ※添付省略】

- 当面、6月に予定されている連合委員会及び連合議会への中間報告を目途に、次のようなスケジュールで議論を進めてはどうか。

第1回：具体的な政策分野（河川管理）を通じた道州制のあり方

第2回：“”（中小企業支援・鳥獣保護）を通じた道州制のあり方

第3回：国・道州・基礎自治体の機能分担に応じた統治機構や税財政制度のあり方

第4回：中間報告案について

⇒ 中間報告

- さらに7月以降は、必要に応じて取り上げる具体的な政策分野を追加しつつ、議論を深め、来年1月に予定されている最終報告に向けて議論を行ってはどうか。
- 最終報告の段階では、想定される道州制を幾つかの類型に分け、類型ごとの課題や問題点を整理することも検討してはどうか。

### 4 その他

- それぞれの会合で取り上げる具体的な政策分野や論点に応じて、ゲストスピーカーを招へいしてはどうか。

【これまでの経緯】

1 準備会合

- 平成 25 年 2 月 28 日準備会合を開催（新川委員、山下委員、北村委員出席）
- 今後の研究会の運営（論点、スケジュール等）について以下の指摘があった。
  - ♦ 地方制度調査会の答申や自民党の中間報告で詰めきれなかった国・道州・基礎自治体の機能分担などの議論を先行すべき。
  - ♦ 具体的な事務に即して、国・道州・基礎自治体の扱うべき事務や執行のあり方、国の関与のあり方の議論をすることが先。
  - ♦ 中小企業支援、琵琶湖・淀川流域の河川管理、鳥獣保護など具体的な事業をケーススタディとして研究し、国よりも地方で執行する方が良い結果が期待できることを示す必要がある。
  - ♦ 関西で（道州制を）議論する意味は、「ボトムアップ型の分権社会をつくる」ことであり、この視点を大事にしながら広域自治体のガバナンスのあり方を議論すべき。

2 第 30 回 関西広域連合委員会

- 平成 25 年 3 月 2 日開催。研究会の正式発足を了承。
- 研究会の名称、今後の運営について以下のような議論があった。
  - ♦ 「広域行政システム」のような回りくどい名称ではなく、国民に分かりやすく「道州制のあり方研究会」としてはどうか。
  - ♦ 道州制に真正面から向き合わない研究会なら設置には反対。設置目的や論点（府県の併存も排除せず）も自分の認識とは異なる。
  - ♦ 広域連合は道州制については中立だが、広域行政を実施してきた観点から道州制のあり方を検討し、その課題や問題点について提言をまとめていくというもの。そのための研究会を設置することは既に合意されているのではないか。
  - ♦ 中央集権のための道州制が生まれるのは最悪なので、そならぬよう情報発信していくための理論的研究の場であるべき。

【意見集約】

- ⇒
- ・研究会の名称を「広域行政システムのあり方研究会」から「道州制のあり方研究会」に変更する。
  - ・中央集権的・国家的道州制を強行されないよう、関西広域連合として道州制の課題や問題点を指摘していくことが原点。
  - ・具体的な論点は、研究会の先生方の議論のなかで整理。

## 研究会に係る論点

### I 国主導により中央集権型の道州制になる懸念

#### (1) 国の総合出先機関のような道州となり、中央集権化を招く危険性はないか

- ① 多くの権限・財源が中央政府に残されたまま、国の地方支分部局が有する権限のみが移譲される道州制では、国の総合出先機関的な道州となり、かえって中央集権化が進む恐れはないか。
- ② 道州制の導入を、地方分権改革ではなく、専ら国の行財政改革や財政再建の手段とされる危険性はないか。
- ③ 道州制の制度設計について十分議論する期間も少なく、結局、単なる都道府県合併ととどまる恐れはないか。

#### (2) 道州の自治をいかに保障するのか

- ① 自治立法権を保障するため、道州の役割や権限について国会が法律を定める場合は、大枠にとどめるべきであり、具体的な内容については道州議会の立法に委ねるべきではないか。
- ② 道州における課税自主権の保障はもちろん、わが国の税体系全体を抜本的に見直し、税源の抜本的な再配分を行うことが不可欠ではないか。
- ③ 国から移譲される多くの権限、事務に応じて、消費税に代表される偏在性が少なく安定的な基幹税目を道州へ移譲するべきではないか
- ④ 道州間の財源保障・財源調整を道州自らが担うしくみとするべきではないか。
- ⑤ 国と地方で一部の税源を共有すべき場合や、財政基盤が著しく脆弱な道州が存在する場合など、国と道州間の財政調整も必要となるのではないか。
- ⑥ 東京一極集中が相当に進んだ現状では、道州間の財政調整を行うには、東京都及び首都圏については特別な扱いを必要とするのではないか。
- ⑦ 国と地方を通じた借金の取り扱いをどうするのか。

#### (3) 道州制に対する「漠然とした期待」が先行していないか

- ① わが国に満ちあふれている社会的、経済的な閉塞感のなかで、現状打破の手段としての道州制に対する「漠然とした期待」が先行していないか。
- ② 各政党などが主張している道州制のイメージは様々で、また漠然としている中、自立的な地方経済の活性化や地域振興に資する具体的な制度設計ができているのか。
- ③ 現在の都道府県等を通じた国からの地域間調整機能が失われ、道州間や道州内の地域間格差がかえって拡大しないか。
- ④ 道州の導入により、地域ごとの拠点都市が発展することで、東京への一極集中が是正されるのではないか。

(4) 内政において、なお国が担うべき役割とは何か？

- ① 国の事務・権限を限定的なものにしようという原則は、誰もが認めるところだが、内政から国が一切手を引くことは現実的ではなく、具体的な政策分野を通じて国家機能のあり方を議論すべきではないか。
- ② 「全国的に統一が必要なものは国の役割」との抽象的な考え方では、国の事務・権限を限定的にしようとの原則がなし崩しになるのではないか。
- ③ 道州は現行の府県と比べ、かなり大きな広域的調整機能を担い得る。こういった観点から国と道州との機能分担を考える必要があるのではないか。
- ④ 具体的な事業分野（河川管理や鳥獣保護管理など）に即して、国と地方の役割分担や、国と地方を通じた統治機構のあり方などを検討する必要があるのではないか。

II 府県のあり方だけでなく、国と地方を通じた我が国の統治機構全体のあり方を検討対象とすべき

(1) 地方の統治機構のあり方だけを議論すべきではない

- ① 現状の道州制の議論は、新しい「国のかたち」を創造すべきものであるにも関わらず、府県のあり方だけが議論され、中央省庁や国会も含めたわが国全体の統治機構のあり方についての議論がおろそかにされていないか。
- ② 憲法をはじめとした法体系、国と地方を通じた税財政制度、基礎的自治体のあり方も含めた地方行財政制度のあり方がワンパッケージで整合性をもって検討されなければならないのではないか。
- ③ 国会の機能や構成（参議院改革のあり方など）、国政選挙や政党のあり方、道州制における執行機関や議会のあり方及び選出方法等、憲法改正も視野に入れて議論すべきではないか。

(2) 憲法上の位置づけをどう考えるのか

- ① 想定されている道州は、一国の人口、経済規模に匹敵するほど巨大であり、わが国の統治システムを大きく変えるものであるが、こうした道州が憲法に定める地方自治の本旨を全うする地方公共団体であると言えるのか。道州の位置づけが憲法上明確にされなければならないのではないか。
- ② 再掲（II (1) ③）

III 府県の廃止は必ずしも前提ではなく、府県が併存する広域行政システムも排除しない

(1) 市町村の機能や組織をどうするのか

- ① 道州制導入に伴い、基礎自治体である市町村の規模を拡大する必要があるとの主張も見受けられるが、相当程度の市町村合併が進んだなか、今以上の市町村合併を市町村や住民が支持するのか。
- ② 政令市は、一つの基礎自治体としては極めて規模が大きく、区を含め機能や組織の

見直しが必要ではないか。

- ③ 都道府県の事務を市町村に移管するに当たっては、市町村は十分な権限と財政基盤を有し、高度化する行政事務に的確に対応できる体制とする必要があるが、このための具体的方策をどのようにするのか。
- ④ 道州内の財政調整をどのようにするか。

(2) 住民自治の観点から問題はないか

- ① 現行の都道府県よりもはるかに広大となる道州においては、政策決定の主体が住民から見えにくく、民主主義的の統制が行き届くか。
- ② 現行の府県単位で支庁を置かざるを得ないのでないのではないか。(実質3層制の地方自治組織も想定できるのか。)
- ③ 道州制における執行機関や議会のあり方及び選出方法等、ガバナンスを確保する体制をどのように構築するのか。(Ⅱ(1)③参照)

(3) 地方経済の活性化や地域振興をどのように図っていくか

- ① グローバル社会の中で、各地域の経済競争力を高めるため、道州制が担うべき役割は何か。(I(3)②参照)
- ② 東京一極集中の是正や過疎地対策など道州単位での施策が有効に働くのではないか。(I(3)④参照)
- ③ 道州や基礎自治体との間で明確な役割分担ができるなら、府県が併存しても、必ずしも非効率ということにはならないのではないか。むしろ、府県レベルで想定する方が効果的な広域機能があるのでないか。

#### IV 広域連合を生かした先行実施など、段階的な導入もあり得る。

(1) 道州の検討の進め方をどうするのか

- ① 住民サービスがさらに充実・強化され、住民が一体感を持つことができるよう、また地理的・歴史的・文化的条件など最大限考慮するため、地方の意見をどのように反映していくのか。
- ② 道州制の具体的なイメージや、我が国のあり方や国民生活にどのような変化をもたらすかについて、国民に十分理解されているか。国民意識の醸成をどのように図っていくのか。

(2) 国の事務・権限の地方移管はどうするのか

- ① 道州制を検討し、導入するまでの相当な時間がかかると想定されるが、それまで国の事務・権限の地方への移譲についてどうするのか。広域連合に先行して移譲するなど、段階的な導入もあり得るのではないか。

## V 広域自治制度のバリエーション

- ① 府県を越えた広域的な自治制度（統治機関）を考えるとき、政治、経済、財政、事務・権限のあり方といった切り口次第で、様々なバリエーションが出てくるのではないか。
  - ② 例えば、連邦制型の道州制のような強い権限をもつ道州制と、広域連合のような緩やかな府県連合、さらにそれらの中間的なものなど複数のものが想定できなか。
  - ③ 具体的な事業分野（河川管理や鳥獣保護管理など）に即して、国・広域自治体・基礎自治体が担う役割やそれぞれの関係、また広域自治体のガバナンスのあり方などを検討すれば、様々な広域自治制度のバリエーションが出てくるのではないか。
- (I) (4) ④参照)

## 研究会のスケジュール（イメージ）

時期	研究会	連合委員会	連合議会
2月 28日	○準備会合 →論点、スケジュール等		
3月	○研究会設置（3/2） ○第1回会合 ・国主導の中央集権型道州制への懸念①	○事務局から論点等について委員会に報告	
4月	○第2回会合 ・国主導の中央集権型道州制への懸念②		
5月	○第3回会合 ・国と地方を通じた統治機構のあり方	○研究会から検討状況の報告を受けて議論	
6月	○第4回会合 ・これまでの議論の中間総括  中間報告の整理 ※ 事務局で整理の上、委員と調整	○研究会から中間報告を受けて議論	○研究会から全員協議会に報告
7月	○第5回会合 ・府県が併存する広域行政システム①		
8月	(休会)		
9月	○第6回会合 ・府県が併存する広域行政システム②	○研究会から検討状況の報告を受けて議論	
10月	○第7回会合 ・広域連合を生かした先行実施等		○研究会から総務常任委員会に報告
11月	○第8回会合 ・広域自治制度のバリエーション	○研究会から検討状況の報告を受けて議論	
12月	○第9回会合 ・これまでの議論の総括		
1月	(休会)  最終報告の整理 ※ 事務局で整理の上、委員と調整	○研究会から最終報告を受けて議論	
2月			○研究会から総務常任委員会に報告

※ 必要に応じてゲストスピーカーを招聘予定



## 河川管理を通じた論点（案）

第1回会合では、まず具体的な政策分野として河川管理を取り上げ、それから道州制の検討に当たっての課題や問題点等についてあぶり出すこととする。

### I 河川管理における現状と課題 【資料2－2参照】

#### ○ ガバナンスについて

- ・ 国は流域府県や市町村の意見を聴く仕組みは設けているが、十分機能しているとは言えず、流域住民の意思を反映した河川管理はなされていないのではないか。

#### ○ 縦割り行政について

- ・ 河川の中だけではなく、水田や森林などを含む循環する水全体をとらえた河川管理が求められているのではないか。

### II 河川管理を通じた論点 【資料2－3参照】

#### 1 国と地方の役割分担

##### ○ 引き続き国が担うべき役割とは何か。

- ・ 水の循環は基本的に流域内で完結するので、国の関与は最低限とし、全国的に統一すべき事項は河川の定義や水質の環境基準などに限定されるのではないか。
- ・ ナショナル・ミニマム（国民の生命・財産の保護）の観点から、河川管理手続きや河川管理施設の構造などにおいても、引き続き全国的に統一すべき基準があるのか。
- ・ 水循環をトータルでとらえた河川管理を実現するには、新たな仕組み（制度）が必要になるのではないか。現在の法体系は、省庁ごとのタテ割り行政を反映したものに過ぎないのでないのではないか。
- ・ 複数の道州を跨ぐ河川は、引き続き国が管理することとするのか。  
(河川流域の境界に沿って道州の区割りを行えば、全ての一級河川を道州が管理することは可能。但し、現行の管轄区域を分割される府県や極めて大きな道州が生じる可能性あり)
- ・ 歴史的に県単独では対応できなかった国直轄工事を、道州（基礎自治体）単独の対応に委ねることは可能か。

- 道州と基礎自治体の役割分担や関係をどうするのか。
  - ◆ 現在の府県が担う機能（一級河川指定区間の管理、二級河川の管理）を基礎自治体に移譲すべきではないか。
  - ◆ 移譲する場合、市町村自身の機能強化が必要になるのではないか。そのための具体的な手段として、どのようなものが想定できるのか。
  - ◆ 流域が複数の基礎自治体に跨る場合、その調整をどうするのか。
  - ◆ 基礎自治体に一律に河川管理を義務づけるのではなく、その能力と意思に応じて権限の移譲や道州（府県）による補完などを検討してはどうか。
  - ◆ 道州の施策と基礎自治体の施策の間で整合性を維持するため、何らかの仕組みが必要となるのではないか。

## 2 統治機構全体のあり方

- 国会や中央省庁の見直しも必要になるのではないか。
  - ◆ ナショナル・ミニマム（生命・財産の保護など）の観点から、河川管理手続きや河川管理施設の構造などにおいても、引き続き全国的に統一すべき基準があるのか（再掲）⇒ 参議院を地方代表院とするなど、国の意思決定に地方の意思を反映する仕組みが必要になるのではないか。
  - ◆ 水循環をトータルでとらえた河川管理を実現するには、新たな仕組み（制度）が必要になるのではないか。現在の法体系は、省庁ごとのタテ割り行政を反映したものに過ぎないのではないか。（再掲）⇒ 中央省庁の再編をすべきではないか。
- 道州や基礎自治体の組織についても、現行法にとらわれず柔軟に考えるべきではないか。
  - ◆ 上流（中山間地）と下流（人口稠密地）の利害調整を公平に行うには、意思決定過程において単純に多数意見（都市部の意見）を尊重するだけでは足りないのでないか ⇒ 議会の構成や選挙制度のあり方も併せて検討すべきではないか。

## 3 税財源・財源調整のあり方

- 河川管理において望ましい財源負担のあり方とはどのようなものか。
  - ◆ 流域全体で合意が出来れば、流域自治体の負担金で財源を賄うこと也可能ではないか。
  - ◆ 流域全体で受益と負担のバランスを図るためにも、流域全体で課税をして、必要な箇所に重点的に投資することが合理的ではないか ⇒ 道州による一貫管理。
  - ◆ ナショナル・ミニマムの観点から、国民全体で負担することが合理的ではないか ⇒ 国による垂直調整、道州間の水平調整。
  - ◆ 災害時の対応や技術的に管理が極めて困難な河川など、国による直接的な財政負担も想定すべきか。

河川(治水)に関する国と地方の主な役割分担の現状



## 河川管理に関する国と地方の役割分担の事例(イメージ)

現状		A 中央型		B 地方分権型		C 地方主導型			
主体	管理区分	基層	事務・権限等	主体	管理区分	基層	事務・権限等		
国	一級河川 (直轄管理区分) 7%	本省 (本省)	○河川法の制定 ○災害発生等に対する必要な措置(指示) [対象:一級河川、二級河川、準用河川] ○一級河川の指定 (知事等の意見をきく) ○河川整備基本方針の策定 [対象:一級河川] ○一級河川(直轄管理区間)改修等の箇所付け ○河川整備計画の策定 (知事、市町村長の意見を聽く) ○河川管理・改修等 (維持:国/10、改良:国/2/3、府県/1/2等)	國 (本省)	一級河川 (方針等)	○河川法の制定 ○災害発生等に対する必要な措置(指示) [対象:一級河川、二級河川、準用河川] ○一級河川の指定 (知事等の意見をきく) ○河川整備基本方針の策定 [対象:一級河川] ○一級河川(直轄管理区間)改修等の箇所付け ○河川整備計画の策定 (国が認可、市町村長の意見を聽く) ○河川整備計画の策定 (維持:道州10/10等、改良:道州10/10等) ※災害対応や技術上管理が困難な河川などは国負担も想定	國 (本省)	一級河川 (方針等)	○河川法の制定 ○災害発生等に対する必要な措置(指示) [対象:一級河川、二級河川、準用河川] ○一級河川の指定 (知事等の意見をきく) ○河川整備基本方針の策定 [対象:一級河川] ○一級河川(直轄管理区間)改修等の箇所付け ○河川整備計画の策定 (国が認可、市町村長の意見を聽く) ○河川整備計画の策定 (維持:道州10/10等、改良:道州10/10等) ※災害対応や技術上管理が困難な河川などは国負担も想定
府県	一級河川 (指定区分) 54%	道州 (市町村)	○河川整備計画の策定 (市町村長の意見を聽く) ○河川管理・改修等 (維持:府県10/10(1/3以内国補助)、改良:国/1/2、都道府県1/2)	道州 (市町村)	一級河川 (指定期)	○二級河川の指定 (市町村長の意見をきく) ○河川整備基本方針・河川整備計画の策定 (国と協議+同議・市町村長の意見を聽く) ○河川整備計画の策定 (市町村長の意見をきく) ○河川管理・改修等 (管理:府県10/10、改良:道州10/10等) ○ダム等に係る改良工事など (国と協議)	道州 (市町村)	二級河川 (市町村)	○二級河川の指定 (市町村長の意見をきく) ○河川整備基本方針・河川整備計画の策定 (国と協議+同議・市町村長の意見を聽く) ○河川整備計画の策定 (市町村長の意見をきく) ○河川管理・改修等 (管理:市町村10/10、改良:道州1/2以上等) ○ダム等に係る改良工事など (知事と協議)
市町村	二級河川 25%	基礎自治体 (市町村)	○河川整備基本方針・河川整備計画の策定 (国と協議+同議・市町村長の意見を聽く) ○河川管理・改修等 (管理:府県10/10、改良:国/1/2以内、都道府県1/2以上等) ○ダム等に係る改良工事など (国と協議)	基礎自治体 (市町村)	一級河川 準用河川 普通河川	○河川管理・改修等 (管理:市町村10/10、改良:国/1/3等) ○ダム等に係る改良工事など (知事と協議)	基礎自治体 (市町村)	一級河川 準用河川 普通河川	○河川管理・改修等 (管理:市町村10/10、改良:国/1/3等) ○ダム等に係る改良工事など (知事と協議)
市町村	准用河川 14% (河川は对象外)	主なメリット	○一級河川について、水系一貫した管理が可能。 ○流域住民の意見を反映した河川管理が可能。	主なメリット	○一級河川とともに単一の管理主体の下での管理が可能。 (一部権限は国が留保)	主な課題・条件	○国出先機関と府県の機能が道州に集中されるだけで、中央省庁の機能は手つかず。中央省庁の役割が大きくなり、専門職の確保等その機能が必要。○市町村の役割が拡大。専門職の確保等その機能の充実が必要。○二級河川の流域が複数市町村に跨る場合、流域全体の利害を考慮する仕組みなどが必要。○また、道州等による補完も要検討。	主な課題・条件	○流域住民の意見を反映した河川管理が可能。

(注1)河川整備延長率(H18.4.30現在:国土交通省資料)

(注2)赤字:現状から追加修正等

\*主に治水の視点から示したイメージ。その他多數のケースが想定されている。







平成 25 年 3 月 23 日

## 道州制のあり方研究会第1回会合における意見

滋賀大学 北村裕明

1. 道州制の意味するところは、論者によって多様である。この時期に、関西広域連合で道州制を議論するすれば、これまでの我が国における分権改革をさらに進めるためには、道州制の導入に際してどのような論点があるのかを明確にすることが必要であろう。道州制の導入が、単純に分権改革につながらないことは銘記しておかねばならない。
2. 上記の観点に立てば、現在国が担っている機能と権限の道州への移譲問題がまず問われなければならない。道州制の導入は、国の統治機構そのものの大改革なのである。現在国が担っているどの機能を、どのような形態で道州が担うのか、そのことによって基礎自治体の機能遂行がどのように変容し、結果として分権改革を進めることにつながるかを検討する必要がある。そのためには、いくつかの具体的な機能を取り上げて、道州が担った場合のケーススタディを行い、論点を提示することが必要である。
3. そのような検討を通じて、分権改革をすすめるために道州制にはどのようなガバナンスが求められるのかについての論点が明らかとなるであろう。道州は府県以上に広域的となるので、都市部と農村部の利害を適切に調整する仕組みと、道州と基礎自治体との機能と利害を調整する仕組みが必要となる。道州制によって、府県が廃止されるべきかどうかは、新たな道州のガバナンスの仕組みのなかで、どのようにすれば、基礎自治体における自治を強化できるかに依存するであろう。
4. 道州には、独自で充分な税源が必要である。道州にふさわしい税目や、税源についての国と道州と基礎自治体の再配分の検討が必要である。また、道洲間の財政調整の仕組みと、基礎自治体の財源保障と財政調整の主たる責任を道州が担うのか国が担うのかについても検討を要する。
5. 河川管理については、道州には、現在の地方整備局の権限を超える意思決定権の実質的な移譲が必要とされる。また基礎自治体の計画と管理への実質的な参加が保障されるガバナンスが求められる。



## 水循環基本法（水制度改革国民会議とりまとめ案）の概要

[2009年]

### I 制定のねらい

- 省庁縦割りの水管理を見直し、循環する水全体、森・川・海を一体としてとらえ、流域すべてを視野に入れた健全な水循環を確保。
- 現状では細分化され目的が異なる森林、河川、海岸等に関連する各法律を、水循環という観点から、環境指向的な一つの法律として統合。

### II とりまとめ案の概要

#### 1 目的

- (1) 健全で持続可能な水循環型社会の形成について基本理念を定める。
- (2) 国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにする。
- (3) 水循環型社会の形成に関する統合的水管理施策を総合的かつ計画的に推進する。
- (4) もつて現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。

#### 2 基本理念（省略）

#### 3 関係者の責務等・国の責務（省略）

#### 4 基本方針、基本計画等

- (1) 国は、流域連合が策定する「流域別水循環計画」の前提となる基本方針を策定する。
- (2) 「流域連合」は、国的基本方針に基づき、流域別水循環計画を策定する。

#### 5 基本的施策

- (1) 国は、下記の基本的施策に関する基本方針を示し、河川流域を構成する地方公共団体は、流域連合を結成し、流域別水循環計画に基づいてこれらの基本的施策を講じる。
  - ・流域治水対策の推進
  - ・水環境管理の適正化及び水循環系の再生と保全
  - ・第三者機関による公正な水環境監視
  - ・利水システムの合理化の促進
  - ・地下水の保全と利用の適正化の推進
  - ・河川と森林との統合管理の推進
  - ・農地の保全と活用
  - ・水道及び水循環保全施設の流域圏統合経営の推進
  - ・老朽化施設の更新と機能の向上並びに異常渇水や震災などに備える非常時対応
  - ・財政制度の見直し
  - ・科学技術の振興及び国際協調の推進

#### 6 中央政府の行政組織及びその再編整備

- (1) 水循環庁の設置
  - ・水循環庁は、水循環社会の実現に向けて基本的施策の推進のための全ての事務を所掌する。
  - ・また、水循環に関わる現行の個別制度の全てを所管し、統合的水管管理体制に移行する。
  - ・ただし、将来の道州制の導入も踏まえ、政策実施権限の多くを「流域連合」に委譲する。
- (2) 中央水循環審議会の設置
  - ・水循環政策の基本方針の審議、水循環政策の進捗状況等を調査審議する。

#### 7 「流域連合」の設置等、地方公共団体の行政組織及びその再編整備

- (1) 河川流域を構成する地方公共団体(市町村と都道府県)は、河川流域の統合的管理主体(地方公共団体の連合組織)である流域連合を設置する。
- (2) 流域連合に関わる立法機関として予算、組織、人事などに関わる諸議案を議決し、流域水循環条例その他の諸規定を制定する流域連合議会を設ける。
- (3) 流域連合に諮問機関として流域水循環審議会を設ける。
- (4) 流域連合及び同議会の業務監理に当る組織として、流域連合監査機構を設ける。

#### 8 流域住民との協働（省略）

